

償却資産申告書の手引き

1. 『償却資産』とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもので次のような資産です。

資産の種類		主な償却資産の例示
構築物	構築物	路面舗装、庭園、門、塀、看板、緑化施設、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	据付式冷房設備、受変電設備、借用建物に造作した設備など
機械及び装置		錠盤等の工作機械、コンプレッサー等の産業機械、クレーン等の建設機械、コンベアの運搬装置など
船	船舶	ボート、漁船、釣船、遊覧船、モーターボートなど
航空	機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具		フォークリフト、パワーショベル、ブルドーザーなどの大型特殊自動車（車両番号が0又は9で始まるもの）、動力運搬車など（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く）
工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、応接セット、事務用機器、測定・検査工具、金型、医療機器、美容・理容機器、自動販売機など

2. 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次にあげる資産も申告が必要です。再生可能エネルギー（太陽光）発電設備（**屋根等の建材と構造上一体でないもの**）も償却資産に該当し申告の対象となります場合があります。

- (1) 遊休、未稼働資産
- (2) 償却済み資産（評価額の最低限度は、取得価格の5%）
- (3) 簿外資産
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産
- (5) 職員・社員の福利厚生用の資産
- (6) 他の事業者にも事業用の資産として貸し付けている資産（リース資産）
- (7) 中小企業者等の特例制度を適用する取得価格30万円未満の資産（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）
- (8) 取得価格が20万円未満であっても、固定資産帳簿等で個別償却している資産
- (9) 割賦購入資産で完済していない資産
- (10) リース資産であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- (11) 家屋の所有者以外のものが施工した内装・造作及び建築設備等

3. 申告の対象とならない資産

次にあげる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権など）
- (3) 繰延資産
- (4) 棚卸資産
- (5) 書画骨董（複製等は除く）

- (6) 生物（鑑賞用、興行用は除く）
- (7) 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の資産で税務会計上一時に損金算入されたもの
- (8) 取得価額20万円未満の資産で税務会計上3年で均等に損金算入されたもの
- (9) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価格が20万円未満のもの

4. 建築設備（建物附属設備）における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消防設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価を行いません。家屋として区分されるものに関しては償却資産の申告対象にはなりません。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

- ①独立した機器としての性格が強いもの
 - ②特定の生産又は業務の用に供されるもの
 - ③取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの
- については、償却資産として取り扱います。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付け付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

5. 固定資産税の課税標準の特例

地方税法第349条の3及び法附則第15条の規定に該当する資産については、課税標準額の特例が適用されます。

6. 増加償却又は短縮耐用年数の承認があった資産

税務署等に提出した増加償却を行った旨の書類の写し又は沖縄国税事務所長の承認通知書の写しを添付してください。

7. 圧縮記帳について

法人税法上は、一定の場合（例えば資産購入について補助金があった場合）圧縮記帳が認められているのに対し、固定資産上は圧縮額を含めて取得価額としますのでご注意ください。

8. 課税について

(1) 評価額の算出方法

- ①前年中に取得された償却資産（初年度）
評価額＝取得価額×(1－減価率／2)
 - ②前年前に取得された償却資産（取得から2年目以降）
評価額＝前年度の価額×(1－減価率)
- それぞれの評価額の合計額を決定価格とします。

(2) 税額

決定価格（課税標準額）×1.4%

原則として決定価格を課税標準額とし、その額に税率（1.4%）を乗じたものが税額となります。ただし、免税点として課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

9. 調査協力をお願い

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。また、調査に伴い申告もれ等の資産があった場合、修

正申告をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

10. 申告書記入上の注意

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

<所有者コード>

償却資産種類別明細書の左上の番号を記入してください。

<4 事業開始年月>

法人設立年月を記入してください。

<14 市（区）町村内における事業所等資産の所在地>

西原町内における資産の所在地をすべて記入してください。

<15 借用資産の有無>

借用資産がある場合は貸主の名称を記入してください。

<16 事業所用家屋の所有区分>

自己所有・借家について該当する方を○で囲んでください。

<17 備考>

- ・資産の増減がない場合は、「増減なし」と記入してください。
- ・住所、氏名等に異動があった場合は、「異動事由、異動月日、旧住所、旧氏名」を記入してください。
- ・廃業、解散、町外転出、町内事業所廃止の場合は「その内容」と「年月日」を記入してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

全資産申告される方以外は、耐用年数の欄までの記入でかまいません。

<課税標準額の特例>

分子・分母の順で記入してください。（例：2分の1→102）

<増加事由>

該当する番号を○で囲んでください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

<摘要>

- ・課税標準額の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項を記入してください。（例：法第349条の3第1項）
- ・申告もれ資産がある場合は、その旨の表示を記入してください。（例：23年度申告もれ）

(3) 種類別明細書（減少資産用）

<抹消コード>

別添の償却資産明細書の資産コードを参照してください。

<申告年度>

最初に申告した年度を記入してください。

<減少の事由及び区分>

該当する番号を○で囲んでください。

1. 売却
2. 滅失
3. 移動
4. その他

<摘要>

資産の一部が減少した場合は、次のように記入してください。

（例：取得価格50万円（数量5）のうち20万円（数量2）分減少）